

## 平成28年度「すくすく育児支援プラン（医員（育児支援）」募集要項

### 1. 趣旨：

女性医師等を対象とした育児支援の一環として、多様なライフスタイルに応えるための医員枠を設置し、多くの女性医師等が円滑に職場復帰できる環境を整え、併せて外来等担当医師の負担軽減を図ろうとするもの。（※ 女性医師等とは、女性の医師・歯科医師及び男性の医師・歯科医師をいう。）

### 2. 職名：短時間勤務職員（医員）

### 3. 職務内容：診療及び研究（時間外労働及び宿日直業務には従事しない。）

### 4. 申請条件：

原則、小学校就学の始期に達するまでの子を持つ育児中の女性医師等で、かつ、配偶者等の育児への協力が困難である等の特別な事情があり、短時間での勤務を希望する者。

### 5. 定員：30名程度（約5,800万円）

### 6. 給与：

時給：1,516円

手当：通勤手当

### 7. 採用期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日までの期間のうち希望する期間

### 8. 勤務日数及び勤務時間数：

週あたり勤務日数は1～5日かつ週あたり勤務時間は31時間以内

（1日あたり最大7時間45分）とし、各人の事情に応じた柔軟な勤務時間とする。

### 9. 申請方法：

申請書に必要事項を記入のうえ、診療科等の長が署名（または記名・押印）し、総務課労務管理係あてに提出する。

### 10. 申請期限：平成28年1月29日（金）

### 11. その他：

- ・申請の状況に応じ、病院長による選考を行う場合がある。
- ・申請期限までに定員の上限に達しない場合は、申請期限後も上限に達するまで随時申請を受け付ける。
- ・申請条件、勤務時間の設定等について不明な点がある場合は、病院総務課労務管理係（内線7603）まで問い合わせ願います。

## 参 考

### 【勤務パターンの例について】

(社会保険等の加入条件により5種類を例示したもの。)

	勤務時間等	社会保険 ・厚生年金	雇用 保険	労災 保険	被扶養者	備 考
A	週 31 時間 ※1日 7.75 時間・週 4 日	加入	加入	加入	対象外	
B	週 24 時間 ※1日 6 時間・週 4 日	加入	加入	加入	対象外	
C	週 18 時間 ※1日 6 時間・週 3 日	加入不可	加入 不可	加入	対象外	保険及び年金に自分で加入する必要がある
D	週 12 時間 ※1日 4 時間・週 3 日	加入不可	加入 不可	加入	対象	配偶者の被扶養者となることができる
E	週 5 時間 ※1日 5 時間・週 1 日	加入不可	加入 不可	加入	対象	配偶者の被扶養者となることができる

### 【社会保険の適用について】

雇 用 契 約 期 間		2ヶ月以内	2ヶ月を超える		
1週間の所定労働時間		全 て	24h未満	24h～29h未満	29h～38.75h
社会保険	健康保険	×	×	(※)	○
	厚生年金	×	×	(※)	○

○ = 適用,    × = 適用外,    (※) = 注を参照のこと

※注 原則、適用外。ただし、1週間の所定労働時間が29時間未満であっても、1日6時間以上の勤務日が週4日以上(1月16日以上)となる月が2月続き、雇用契約期間が3ヶ月目に引き続く場合は、社会保険の被保険者となる。(1日6h以上の日が1ヶ月16日以上となる場合、通常就労者の3/4以上を満たすこととなる)

### 【労働保険の適用について】

雇 用 契 約 期 間		31日未満	31日以上の雇用見込みがある	
1週間の所定労働時間		全 て	20時間未満	20時間以上
労働 保険	労災保険	○	○	○
	雇用保険	×	×	○

○ = 適用,    × = 適用外